

債権の放棄について

高山市債権管理条例（令和 3 年高山市条例第 1 6 号）第 7 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 3 1 日に市の債権を下記のとおり放棄したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

高山市長 田 中 明

記

債権の名称	放棄事由	件数 (件)	金額 (円)
市営住宅使用料	第 1 号 生活保護受給者又はこれに準ずる者	4	181, 540
市営住宅駐車場使用料	第 1 号 生活保護受給者又はこれに準ずる者	2	9, 540
	第 5 号 消滅時効に係る時効期間満了	1	71, 280
水道料金	第 1 号 生活保護受給者又はこれに準ずる者	1	6, 094
	第 2 号 破産免責	2	1, 092, 144
	第 4 号 徴収停止後の期間経過	98	359, 773
	第 5 号 消滅時効に係る時効期間満了	23	1, 830, 649
	第 6 号 相続限定承認、相続放棄又は相続人 不存在	28	1, 745, 394
福祉金庫基金	第 5 号 消滅時効に係る時効期間満了	1	157, 420
学校給食費	第 5 号 消滅時効に係る時効期間満了	1	10, 000
法定外公共物使用料	第 2 号 破産免責	1	6, 710
農業集落排水処理施設 使用料	第 2 号 破産免責	1	8, 580
合 計		163	5, 479, 124

※放棄事由の欄中、号数については、高山市債権管理条例第 7 条第 1 項各号の号数を示している。